2022 年 6 月 5 日　於明治大学
第 56 回日本文化人類学会研究大会　研究倫理委員会特別シンポジウム
『アイヌ民族に関する研究倫理指針（案）』から考える、文化人類学の過去と未来にむけての展望

「アイヌ民族研究倫理指針（案）」における議論から見えてきたもの

松田素二（総合地球環境学研究所）

はじめに

太田さんが、私たち文化人類学会がこれまでアイヌ民族に関する研究についてどのような発言をし姿勢を示してきたかを報告してくれました。また 2015 年から北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会の3学協会によって開始された「これからのアイヌ人骨・副葬品に係わる調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」が 2017 年 4 月に最終報告書を出し、その後、私たちの日本文化人類学会が加わって4学協会となったことも説明してくれました。私の報告は、それを受けてこの 4 学協会が策定を検討をはじめた「アイヌ民族に関する研究倫理指針」のことをお話ししたいと思います。

2017 年 4 月のラウンドテーブルの最終報告書には、最後に今後検討すべき課題が7つリストアップされ、その第一の課題としてアイヌ民族についての研究倫理検討委員会の設置が掲げられていました。文化人類学会が、この 3 学協会の最終報告にもとづく研究倫理検討委員会への参加を決めたのは、ちょうど私が会長をしていた時で 2017 年 12 月の理事会でした。それを受けて、太田さんと窪田さんに文化人類学会側の委員をお願いして、2018 年 1 月の第一回研究倫理検討委員会から文化人類学会も参加して、4学協会体制になりました。そして以降、今日まで 16 回の委員会が開かれ「「アイヌ民族研究における研究倫理の指針の検討」が行われてきたのでした。私は、窪田さんが学会長になって委員の交代が必要になった、2020 年度からこの委員会に参加してきました。

この研究倫理指針については、2019 年 2 月に草案が出来上がり、4学協会それぞれの理事会で検討を重ね、2019 年 12 月 16 日から 2020 年 1 月末までの一か月半、パブリックコメントを募集しました。日本文化人類学会の会員に対しては、学会ウエブサイトを通じて草案が示されパブリックコメントをお願いしました。

現在は先月に第 16 回検討委員会が開催され、集まったパブリックコメントへの回答の検討と何度も修正、加筆や削除を繰り返してきた研究倫理指針草案の審議が続けられています。

研究倫理指針をめぐる議論の前提について

ここまでがこれまでの研究倫理指針をめぐる経過です。この経緯を聞くだけで、倫理指針案がなぜまとまらないのか、パブリックコメントから 2 年以上たつのになぜその回答がまとまらないのか、という素朴な疑問が出てくると思います。私の報告では、研究倫理指針をめぐって私た

ちが、あるいは文化人類学会が何を考え、どのような判断をするのが望ましいのかについて議論を共有するための手がかりを明らかにしたいと考えています。

その話をする前に、今回、こうした場を学術大会の場で設けていただき会員全体でこの問題と向き合う必要を感じた背景について説明させてください。太田さんの報告にあったように、これまでも文化人類学会で「アイヌ研究と文化人類学」について議論し検討してきた歴史はあります。しかしこの問題を、文化人類学という学知の抱える問題として、またアイヌ研究に関わった研究者個人の問題だけではなく、アフリカや東南アジアでフィールドワークをする人類学者である私や私たちの問題として、深く議論を共有することはなかったように思います。ある時代のある特定の個人や学問の責任を問うことはあっても、いま、ここにいる私と私たちの立場と関係させて思考し行動することはなかったように思うのです。

今回の倫理指針をめぐる検討と議論の過程で、異なる学問分野との対話や齟齬、当事者の方々の怒りや嘆き、文化人類学者同士の考え方や立場の違いや共感などを通じて、この問題を「アイヌ研究」の問題としてのみとらえてきた見方を振り返り、この状況と向き合うためにはもう一つの、あるいはこれまでとは異なる見方を模索する必要性を感じたのでした。その模索の第一歩として今回のシンポジウムを位置付けています。

研究倫理指針をめぐる議論の原則的課題（その一）

ここから本題で、アイヌ民族に関する研究倫理指針をめぐって、私たちが何が問題と考えてきたかについて話します。ただしこの指針は、いまだ検討委員会で検討の最中で、未確定なものですので、議論の細かな経緯や文言、表現についてはここでは触れることはできません。ただ指針の構成についてはほぼ固まっています。それは以下のようなものです。

前　文、
第1章　　総則、
第2章　　アイヌ民族が先住民族として有する固有の権利の認識と尊重
第3章　　研究者の責務
第4章　　研究・公開の開始に先立つ協議と自由意思による同意
第5章　　遺跡などから出土したアイヌ民族の遺体及び副葬品の取扱い
第6章　　アイヌ民族研究に関する研究倫理審査委員会について

今後この倫理指針の内容について理事会でもさらに詳細に検討し、こうしたシンポジウムや研究集会を通じて、会員の皆さまの意見を聞きながら4学協会の検討委員会にそれを反映させて行きたいと考えています。従ってここでは、倫理指針の中身を一つずつ検討し議論するのではなく、この間、検討委員会が倫理指針の内容についての検討や議論を行う過程で、私たち自身が突き当たった原則的課題を紹介しながら、それらについてこれから会員の皆さまと一緒に考えていく出発点としたいと希望しています。私たちが突き当たった原則的課題（難題）は大きく分けて2つありました。

研究倫理指針に過去の行為への評価と責任を盛り込むか

第一の課題は、過去の研究についての認識とその責任に関するものです。研究倫理の指針は、これから先になされる調査と研究を律するもので、ある意味では未来志向の性格を持ちます。しかし現在に身を置いて未来を論じる際、過去をどのように認識・評価するかという点をどのように取り扱うか、という問いかけは必須のものです。ただその問いに対しては、様々な応えがあり得ます。過去をめぐる立場の異なる見方をつきあわせて争うのではなく、未来を見据えてともに考えるという立場もありうるでしょうし、未来を展望する際、過去への認識と評価は不可欠であり、それがなければ未来を論じることはできないという立場もありうるでしょう。かりにこの立場に立って、過去への認識と評価を志向するならば、過去に何が起こったのか、それはどのように認識評価されるべきなのか、そしてその責任はだれが負うのかという問題にたちいらなければならなくなります。

過去の研究者の行為の責任をだれが負うのか

この問いに対しては、過去の責任は過去にその行為を行った研究者が負うべきで、現在世代の研究者、あるいは未来世代の研究者がそれを負うべきではないという立場もあるでしょうし、その行為の責任は同じ学問に関与する現在、未来世代に直接的間接的に受け継がれており免責されないという主張も成立するでしょう。それはちょうど戦前、朝鮮半島や中国大陸、あるいは東南アジアなどで大日本帝国、日本軍、日本人が行った侵略と植民地支配、戦争犯罪の責任は誰が負うのかという問いかけと重なるようにも思えます。たとえば朝鮮植民地支配の責任についても、それを全く認めずそれがもたらした近代化への貢献を肯定的に捉える見方から、一部の極端な軍国主義者の責任で日本国民もまた被害者という見方、あるいは仮にその世代の日本人に責任があったとしてもその後の世代には無関係であり、その責任を問うことは未来志向から反するという見方など多様な立場があるでしょうし、日本という国家、日本という社会が犯した過去の行為の責任はその後の世代にとっても向き合うべき重要な課題ととらえる視点にも共感できる部分があります。かつてのアイヌ調査・研究の過程で明らかにされた研究者の行為をどのようにとらえ、それをどのようにこれからの研究のための倫理指針につなげていくのか、それともそれは不要なのか、という問いかけは、この倫理指針の検討に際してつねに私たちにつきつけられたものでした。

問題となる過去の行為とは何か

過去についての認識・評価を議論する際、もう一つ、考えさせられたのは、過去の研究者の行為を現在の価値規範、道徳基準で判断することは妥当かという問いかけです。それは問われるべき過去の問題行為は何か、という問いでもあります。

たとえば過去の調査時点では、社会通念として承認されていたり、合法的とされた行為まで今の調査倫理の基準で不適切と判定するのはフェアとはいえず、問題にされるべきは、当時の社会通念あるいは法律に違反してまで行われた研究行為に限定されるべきだという考え方

があります。それとは正反対に、過去の社会が不正義を基軸に構成されていたのであれば、その不正義に基づいた社会通念や法体系自体を受け入れることはできないという反論も生まれます。この立場に立つ人たちは、植民地支配下や南アフリカのアパルトヘイトのような人種差別体制のもとで整備された法体系のなかでは「合法」である行為の責任を問えないとしたら、コロニアリズムやレイシズムに対する批判や反撃は不可能だ主張するでしょう。こうした相異なる立場が葛藤するなかで、過去のアイヌ民族を対象とした調査・研究の現在的責任の問題が私と私たちにつきつけられたのでした。

過去についての問いかけは、私たちが基盤とする文化人類学という学問とそれを成立させている学知の在り方と責任と役割の検討にまで考えることを要請します。先に問題となる過去の行為を考える際、その行為を行った研究者個人の責任として捉えるのか、現在世代、未来世代につながる直接的、間接的責任と捉えるのかという議論を紹介しました。その議論と重ね合わせるなら、問題となる過去の行為を実践した研究者個人という次元ではなく、その行為を生み出した学知についての認識と評価もなされる必要があるようにも思えます。もしそうであるとしたら、その学知を骨格として組織されている学会の認識と責任も問い直すことが必要になるでしょう。

倫理指針の策定のためには、過去の行為をどう認識しどう評価することが必要という立場に立てば、このようにより根源的な検討課題が次々と浮かび上がってきて、私たちに対応を迫ってきたのでした。もちろん過去の評価と責任に触れずに、未来のための指針をつくるという選択肢もあり得ます。しかし 2019 年 12 月から 2020 年 1 月までの一か月半をかけて募集した倫理指針草案についてのパブリックコメントのなかには、過去の調査研究の責任、とりわけ各地の大学や研究機関に保管されてきた「遺骨」がどのように集められ、どのように保管され、返還についてはどのように対処したかについての質問や疑念、批判が多く含まれていました。それは、過去を素通りして未来を展望することへの驚きであり憤りであったように思います。こうした意見を受け止めて過去の取り扱いを考え始めると、これまで説明したような立場や考え方の違いが鮮明になります。この点が倫理指針の議論の中で、学会員のみなさんとまず考えてみたい課題です。

研究倫理指針をめぐる議論の原則的課題（その二）

倫理指針に関連して考えさせられた、もう一つの課題は、学問の自由と責任という課題でした。倫理指針のなかには、当然、私たち研究者が関わる研究の内容や方法に制限を設ける規定があります。研究者として、調査対象を尊重し、調査対象に迷惑や不利益が生じないようにすることは前提にしつつも、それを遵守していれば、自分の研究の自由度に制限がかかることに疑問を持つ立場は容易に想像できます。この課題についても、これに関連するいくつかの問いかけが出てきます。

自由な学問・研究が弱い立場の人々を助ける

一つは、研究の方法や技術は日進月歩で、常にイノベーションを繰り返すことでこれまでの知見を覆したり新たな発見を導いたりしてきたことを重視する見方です。この立場に立てば、現在の基準で、研究対象を狭めたり制限したりすることが、こうしたイノベーションによって明らかにされるかもしれない人類全体の知的利益を侵害する可能性があることになります。この立場に立てば、将来の学術研究の発展を保証することがもっとも大切ということになるでしょう。一方で、これに対する懐疑や批判も理解できます。そもそも学術研究が誰のためのものかを考えるとき、人類全体の知的利益という大義を主張すること自体が、学術的というより政治的強者の発言として弱い立場、周縁化されてきた人々やコミュニティの声を消してしまうことに組みすべきではないという考え方もあるからです。

これに対して、学術研究の対象をオープンにして制限を最小化することで、結果的には、弱い立場、周縁化されてきた人々とコミュニティの権利を保証しエンパワーすることにつながるという反論も出てきます。研究者が自由に研究をすることによって、こうした人々にとっては利益がもたらされるというのです。もちろんそれに対しても再反論があります。つまり、そもそもこうした関係性自体が構造的弱者に不自由と不利益をもたらしている構造を前提にしているので、それが保証する弱者の利益には意味がないのではないかという主張です。研究の自由を保証することが、弱い立場の被調査者のためにもなるという論理は、一見もっともらしく聞こえるのですが、太田さんの報告や、この後報告する窪田さんが説明するように、アメリカやオーストラリアの学術世界や構造的弱者の世界から認められる論理とは到底言えないようにも思えます。この点は倫理指針検討委員会の検討過程でつねに考えさせられてきた課題でした。

研究対象とすることで文化を保護する

自分の研究対象をできるだけ制約なく拡張して行きたいと研究者が希望することは、ある意味では自然な発想かもしれません。しかしながら現実には、こうした希望に反する色々な注文や要請を、研究対象としている人々から受けることがあります。例えば調査対象者からその社会における儀礼や精神世界を、文化人類学者が調査研究することを拒絶された場合、私たちはどのような反応をするでしょうか？儀礼や精神世界を研究できなかったとしたら、文化人類学者は調査ができない、文化人類学という学問の終焉だと嘆く人も出てくるかもしれません。あるいは調査対象者にこう言って反論する人も出てくるかもしれません。儀礼や精神世界はこのまま調査研究がなされなかったら、近い将来、消滅する危険性がある。こうした文化を正確に記録し研究することで、この社会の文化を保全することができる、ひいてはそれがこの社会の、そして人類全体の現在世代と未来世代のためになるのではないかという主張です。

調査研究によって、あるいはその科学的保管・保存・記録の技法によって、対象となるものや情報などは、その地域の、ひいては人類社会の共有財産として引き継がれるとするこの考え方は、研究倫理を検討する際に私たちの中に根強く存在することが確認できました。こうした考え方は、実は文化人類学という学問が誕生してから、一貫して持ってきた特徴のようにも思いま

す。世界各地の「未開」社会や「奥地」に出向いて、その社会の政治、経済、文化の構造、精神世界や象徴世界の体系を探求する時、そこに暮らしている人々がそうした文化人類学的調査に対してどのような意向や意思を持っていたのかについて確認することはほぼありませんでした。

さらにいうなら、この時、文化人類学者は、植民地政府やヨーロッパの宗主国政府のエージェントとしての身分が与えられていたり、時には、軍人として（それも高位の）の身分を持っていたりしていました。それは人類学的調査の持つコローニアルな仕組みとの親和性の表れでしょう。このような点を根源的に考えるなら、調査対象者の意思や思惑がかりに、その調査研究に反対するものであっても、人類学者はそれをそのまま受容するのではなく、より大きな人類への貢献をするとか、より長期の未来世代に対して貢献とするという主張の持つ欺瞞性に気づかざるを得ません。なぜなら、その発想は、植民地時代の人類学者と変わらないものであり、レイシズムやコロニアリズムに反対する姿勢を示した 2017 年の「「これからのアイヌ人骨/副葬品に係る調査研究のあり方に関するラウンドテーブル」最終報告書の立場にも相容れないからです。

これからの文化人類学会内の議論に望むこと

これまで「アイヌ民族に関する研究倫理指針」検討委員会の審議に参加した際に、直面した二つの原則的課題（過去をどのように取り扱うか、学問研究の自由をどのように位置付けるか）を中心に報告してきました。こうした原則的考え方は、倫理指針の前文から6章まで全てを通底する思想とも関連するものでした。これから連続して数回開催されるシンポジウム、ワークショップなどを通じで、これに関する議論をさらに深めて学会としての立場を共有できればと希望しています。

また倫理指針の内容そのものではありませんが、4学協会が協働してアイヌ民族に関する研究倫理指針を策定しようとしていること自体、これまでにない新しい経験であり知的な、そして実践的な挑戦です。それぞれの学協会にはそれぞれの歴史と考え方があり、時に、内部の相違点や対立点も出現しますし、他の学協会との間の見解や立場の相違も顕在化することも少なくありません。こうした状況にどのように対応するのが良いのかという問題も、私たちを悩ませるものでした。対応については、論理的には大きく分けて3つのタイプが想定できます。

一つは、自分たちの学会、協会とは異なる学協会の主張については基本的に尊重するという相互不干渉（不介入）主義です。歴史も背景も異質な組織同士での批判や非難の応酬は無益であるというわけです。もう一つは普遍的原則主義で、相互の違いを超克するのは、普遍主義的な正しさの基準であり、それを逸脱する主張は退け、それでもそれが通るようなら協働から抜けるという選択肢です。そして三つ目は、普遍的な正しさの強調や相互の違いの強調の双方を避けて、違うことを前提にしながら対話を続けて折り合う地点を見つけるというものです。それぞれ一長一短の性質がありますが、実際に研究の方法、歴史、思考が異なる立場からの意見の相違や対立を前にして、どのような対応を取るのが良いのかについてもいつも悩まされて

きました。これについてもともに考えていければと希望しています。

以上で私からの第二報告を終了します。